











ALL FOR SMILE

REPORT 2025 (第100期)

2024.4.1 ▶ 2025.3.31

[資料編]

桐生信用金庫

財 務 諸 表

貸借対照表

単位：百万円

資産の部	第99期 令和6年3月31日現在	第100期 令和7年3月31日現在
現金	5,504	6,181
預け金	55,636	60,808
買入金銭債権	75	83
有価証券	208,996	203,843
国債	23,050	26,083
地方債	35,577	31,080
社債	88,476	88,290
株式	4,912	4,348
その他の証券	56,979	54,040
貸出金	311,382	314,811
割引手形	3,462	2,479
手形貸付	14,010	12,428
証書貸付	279,834	282,807
当座貸越	14,075	17,096
その他資産	6,521	6,335
未決済為替貸	434	212
信金中金出資金	2,913	2,913
前払費用	52	50
未収収益	803	824
その他の資産	2,317	2,335
有形固定資産	3,938	4,503
建物	1,454	2,045
土地	1,710	1,710
リース資産	10	8
建設仮勘定	80	–
その他の有形固定資産	683	739
無形固定資産	80	75
ソフトウェア	58	53
その他の無形固定資産	22	22
前払年金費用	196	249
繰延税金資産	192	140
債務保証見返	714	554
貸倒引当金	△3,908	△4,640
（うち個別貸倒引当金）	(△2,998)	(△3,772)
資産の部合計	589,330	592,946

単位：百万円

負債の部	第99期 令和6年3月31日現在	第100期 令和7年3月31日現在
預金積金	558,848	566,571
当座預金	9,505	8,332
普通預金	343,194	359,882
貯蓄預金	1,228	1,121
通知預金	266	557
定期預金	192,375	183,353
定期積金	8,974	8,124
その他の預金	3,302	5,199
借用金	3,000	8,000
借入金	3,000	3,000
当座借越	–	5,000
その他負債	1,457	1,473
未決済為替借	352	235
未払費用	172	351
給付補塡備金	8	7
未払法人税等	142	65
前受収益	103	93
払戻未済金	30	32
職員預り金	430	414
リース債務	10	8
資産除去債務	77	77
その他の負債	128	186
賞与引当金	302	314
役員退職慰労引当金	94	96
偶発損失引当金	170	211
睡眠預金払戻損失引当金	6	5
繰延税金負債	–	–
再評価に係る繰延税金負債	192	192
債務保証	714	554
負債の部合計	564,786	577,419
純資産の部		
出資金	1,372	1,347
普通出資金	1,372	1,347
利益剰余金	26,906	27,177
利益準備金	1,395	1,395
その他利益剰余金	25,510	25,781
特別積立金	16,030	16,030
（うち経営安定積立金）	(1,313)	(1,313)
当期未処分剰余金	9,479	9,751
処分未済持分	△17	△17
会員勘定合計	28,262	28,507
その他有価証券評価差額金	△3,858	△13,120
土地再評価差額金	140	140
評価・換算差額等合計	△3,717	△12,980
純資産の部合計	24,544	15,527
負債及び純資産の部合計	589,330	592,946

損益計算書

単位：千円

	第99期 自令和 5年4月 1日現在 至令和 6年3月31日現在	第100期 自令和 6年4月 1日現在 至令和 7年3月31日現在
経常収益	7,395,104	8,052,935
資金運用収益	6,090,632	6,511,471
貸出金利息	4,275,120	4,308,619
預け金利息	347,765	471,988
有価証券利息配当金	1,401,543	1,664,883
その他の受入利息	66,202	65,979
役務取引等収益	1,019,970	1,069,995
受入為替手数料	323,821	329,861
その他の役務収益	696,148	740,134
その他業務収益	61,587	83,586
国債等債券売却益	493	498
その他の業務収益	61,094	83,087
その他経常収益	222,915	387,881
償却債権取立益	2,205	1,425
株式等売却益	218,406	384,959
その他の経常収益	2,302	1,496
経常費用	7,024,199	7,502,335
資金調達費用	20,933	309,624
預金利息	17,039	305,612
給付補塡備金繰入額	1,665	1,568
借用金利息	–	328
その他の支払利息	2,228	2,114
役務取引等費用	482,740	509,746
支払為替手数料	78,804	88,396
その他の役務費用	403,936	421,350
その他業務費用	33,845	49,888
国債等債券売却損	11,856	22,877
その他の業務費用	21,989	27,011
経費	5,341,760	5,419,926
人件費	3,262,747	3,327,183
物件費	1,915,924	1,931,735
税金	163,089	161,007
その他経常費用	1,144,918	1,213,148
貸倒引当金繰入額	986,397	981,963
貸出金償却	2,388	1,032
株式等売却損	43,221	32,511
その他資産償却	23,802	26,502
その他の経常費用	89,108	171,138
経常利益	370,905	550,600

単位：千円

	第99期 自令和 5年4月 1日現在 至令和 6年3月31日現在	第100期 自令和 6年4月 1日現在 至令和 7年3月31日現在
特別利益	–	455
固定資産処分益	–	455
特別損失	70,325	38,948
固定資産処分損	2,100	8,649
減損損失	68,225	30,299
税引前当期純利益	300,580	512,107
法人税, 住民税及び事業税	245,774	162,656
法人税等調整額	△71,227	51,143
法人税等合計	174,547	213,799
当期純利益	126,033	298,307
繰越金（当期首残高）	9,351,127	9,452,810
土地再評価差額金取崩額	2,813	–
当期未処分剰余金	9,479,973	9,751,117

剰余金処分計算書

単位：円

	第99期 自令和 5年4月 1日現在 至令和 6年3月31日現在	第100期 自令和 6年4月 1日現在 至令和 7年3月31日現在
当期未処分剰余金	9,479,973,935	9,751,117,679
前期繰越金	9,351,127,399	9,452,810,146
当期純利益	126,033,073	298,307,533
土地再評価差額金取崩額	2,813,463	–
剰余金処分額	27,163,789	40,139,912
利益準備金	–	–
普通出資に対する配当金	27,163,789	40,139,912
（配当率）	（年2%）	※（年3%）
繰越金（当期末残高）	9,452,810,146	9,710,977,767

※第100期の出資配当率年3%のうち1%は100周年記念配当であります。

令和６年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月27日

桐生信用金庫
理事長　津久井 真澄

令和5年度、令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

第100期貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　3年　～　39年
その他　3年　～　20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）のうち、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法により償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
なお、破綻懸念先で、条件変更債権を有し、後継者がいない事業法人または個人事業主に対する一部の債権は、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる額を控除した残額を計上しております。
上記以外の正常先及び要注意先に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づいた損失実績率を求めて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）が資産一次査定を実施し、その後融資部が資産二次査定を実施しております。さらにこれらの部署から独立した監査部（資産監査部署）が一定の抽出基準に基づき査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末においては年金資産が既認識退職給付債務を上回っている為、前払年金費用となっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
上記のほか、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（2024年３月31日現在）
年金資産の額　1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,853,684百万円
差引額　△21,384百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2024年３月31日現在）
0.4362%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金84百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。
このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
（1）当事業年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金　4,640百万円
（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する事項
①算出方法
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
②主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
③翌事業年度の財務諸表に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 29百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額
該当ありません。
18. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
19. 子会社等に対する金銭債権総額　該当ありません。
20. 子会社等に対する金銭債務総額　37百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額　5,374百万円
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,731百万円
危険債権額	14,068百万円
三月以上延滞債権額	36百万円
貸出条件緩和債権額	772百万円
合計額	17,610百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,479百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　4,097百万円
預け金　9,000百万円
担保資産に対応する債務
借用金　8,000百万円
上記の他、為替決済、収納事務取扱等の取引の担保として、有価証券4,097百万円（借用金用担保と共用）及び預け金 9,006百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金21百万円、敷金108百万円が含まれております。
25. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。ただし、評価差額損に係る税金相当額（再評価に係る繰延税金資産）のうち、将来回収が見込まれない額については、評価差額の金額を「土地再評価差額金」として借方計上しております。
再評価を行った年月日　　平成11年３月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める再評価の方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額920百万円（帳簿価額に対して時価がマイナス）
26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,697百万円であります。
27. 出資1口当たりの純資産額5,836円76銭
28. 金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれお客様もしくは発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また変動金利の預金については金利の変動リスクにも晒されております。
（3）金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規程及びリスク管理規程等、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、融資部及び監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。また、当該リスクの管理についても、定期的に統合リスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。
② 市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
当金庫は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。
リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、統合リスク管理委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、統合リスク管理委員会に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び統合リスク管理委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のＶａＲは分散共分散法（有価証券については保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年、他の金融商品については保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和７年３月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で22,362百万円です。なお、当金庫では、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、令和６年度に関して実施したバックテスティングの結果、市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
29. 金融商品の時価等に関する事項
令和７年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法（算定方法）については(注１)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(＊１)	60,808	58,345	△2,463
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	－	－	－
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券	203,683	203,683	－
(3) 貸出金(＊１)	314,811		
貸倒引当金(＊２)	△4,637		
	310,174	310,363	189
金融資産計	574,665	572,391	△2,274
(1) 預金積金(＊１)	566,571	565,488	△1,083
(2) 借用金	8,000	8,000	－
金融負債計	574,571	573,488	△1,083

（＊１）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
（1）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分毎に無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
（2）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
自金庫保証付私募債は、内部格付、債務者区分、保証に基づく将来ＣＦを算出し、市場金利で割り引いて時価を算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30. から32.に記載しております。
（3）貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利（証書貸付を除く）によるものは貸出金計上額
③ ①及び②以外については貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた価額
金融負債
（1）預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利子率を用いております。
（2）借用金
借用金については、短期間の借用金であり、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。
（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(＊１)	10
関連法人等株式（＊１）	－
非上場株式（＊１）	18
信金中央金庫出資金（＊１）	2,913
組合出資金（＊２）	131
合　計	3,073

（＊１）子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊２）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（＊１）	6,006	20,200	－	21,000
有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	11,197	65,374	65,664	57,200
貸出金（＊２）	54,191	100,527	68,936	70,925
合　計	71,394	186,101	134,600	149,125

（＊１）預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
（＊２）貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
（注４）金銭債務の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(＊)	527,339	38,843	5	383
借用金	8,000	－	－	－
合　計	535,339	38,843	5	383

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下32.まで同様であります。
売買目的有価証券
該当ありません。
満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当ありません。
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,004	2,256	1,748
	債券	2,683	2,677	6
	国債	300	299	0
	地方債	300	299	0
	短期社債	－	－	－
	社債	2,083	2,077	6
	その他	7,383	4,985	2,397
	小計	14,072	9,918	4,153
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	315	340	△24
	債券	142,770	156,989	△14,218
	国債	25,783	29,563	△3,780
	地方債	30,780	34,413	△3,633
	短期社債	－	－	－
	社債	86,206	93,011	△6,805
	その他	46,525	49,555	△3,030
	小計	189,611	206,885	△17,274
合計		203,683	216,804	△13,120

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	681	121	32
債券	818	0	0
国債	－	－	－
地方債	700	0	0
短期社債	－	－	－
社債	118	－	0
その他	1,329	263	22
合計	2,829	385	55

33. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当金庫では、群馬県太田市にある旧太田支店を群馬県信用保証協会、旧玉村支店及び玉村倉庫を玉村町に賃貸しております。ただし、当該賃貸等不動産に関しては総額としての重要性が乏しいため、時価等の記載を省略しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、59,169百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が27,130百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	3,726
貸倒引当金	1,062
固定資産減損損失	193
賞与引当金	87
偶発損失引当金	59
役員退職慰労引当金	27
資産除去債務	22
財務不計上未収利息	20
その他	50
繰延税金資産小計	5,249
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,984
評価性引当額小計	△4,984
繰延税金資産合計	265
繰延税金負債	
前払年金費用	70
未収配当金	47
有形固定資産	6
繰延税金負債合計	124
繰延税金資産の純額	140

（追加情報）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が令和７年３月31日に成立したことに伴い、令和8年４月１日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から、令和８年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.4%となります。この税率変更による当事業年度への影響は軽微であります。

第100期損益計算書注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額17,441千円
3. 子会社との取引による費用総額253,378千円
4. 出資1口当たり当期純利益金額110円62銭
5. 当金庫は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
営業店舗（1店舗）	建物等	群馬県	30,299千円

当金庫は、事業用資産については支店を最小単位としてグルーピングを行っており、使用の見込みが無い遊休資産並びに理事会において資産の処分に関する意思決定を行った資産については、個別にグルーピングを行っております。また、本部及び共同資産については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングを行っております。

減損損失の内訳は以下の通りであります。

建物	28,705千円
その他の有形固定資産	1,594千円
計	30,299千円

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によって算定しております。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

《役職員の報酬体系について》

1．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a．決定方法　b．支払手段　c．決定時期と支払時期

（2）令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	単位:百万円 支払総額
対象役員に対する報酬等	145

（注）1．対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です（期中に退任した者及び期中に就任した者を含む）。

2．上記の内訳は、「基本報酬」131百万円、退職慰労金14百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2．「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。

3．「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4．令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

最近５年間の主要な経営指標の推移

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
経常収益	（千円）	7,302,561	7,131,446	7,251,519	7,395,104	8,052,935
経常利益(又は経常損失(△))	（千円）	△ 27,467	1,024,667	533,723	370,905	550,600
当期純利益(又は当期純損失(△))	（千円）	△ 101,507	428,357	358,656	126,033	298,307
出資総額	（百万円）	1,389	1,383	1,394	1,372	1,347
出資総口数	（千口）	2,778	2,766	2,788	2,745	2,694
純資産額	（百万円）	29,680	27,866	22,792	24,544	15,527
総資産額	（百万円）	578,046	583,353	577,636	589,330	592,946
預金積金残高	（百万円）	541,261	549,112	548,792	558,848	566,571
貸出金残高	（百万円）	328,336	320,678	320,222	311,382	314,811
有価証券残高	（百万円）	193,536	207,560	204,673	208,996	203,843
単体自己資本比率	（%）	9.72	9.46	9.98	9.91	10.03
出資に対する配当金（出資1口当たり）	（円）	10	10	10	10	15
役員数	（人）	14	15	13	13	13
うち常勤役員数	（人）	10	10	8	8	8
職員数	（人）	453	448	439	430	423
会員数	（人）	35,876	35,729	35,437	35,064	34,462

業務粗利益

単位：千円

	令和５年度	令和６年度
資金運用収支	6,069,699	6,201,847
資金運用収益	6,090,632	6,511,471
資金調達費用	20,933	309,624
役務取引等収支	537,229	560,248
役務取引等収益	1,019,970	1,069,995
役務取引等費用	482,740	509,746
その他の業務収支	27,741	33,697
その他業務収益	61,587	83,586
その他業務費用	33,845	49,888
業務粗利益	6,634,670	6,795,793
業務粗利益率	1.13%	1.14%

（注）業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$ ×100

業務純益

単位：千円

	令和５年度	令和６年度
業務純益	1,198,645	1,401,196
実質業務純益	1,299,644	1,359,230
コア業務純益	1,311,007	1,381,609
コア業務純益（除く投資信託解約損益）	1,628,417	1,609,809

（注）1.業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘

単位：%

	令和５年度	令和６年度
資金運用利回	1.04	1.09
資金調達原価率	0.94	0.99
総資金利鞘	0.10	0.10

（注）総資金利鞘 ＝ 資金運用利回 － 資金調達原価率

利益率

単位：%

	令和５年度	令和６年度
総資産経常利益率	0.06	0.09
総資産当期純利益率	0.02	0.04

（注）総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}}$ ×100

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
資金運用勘定	582,739	594,850	6,090,632	6,511,471	1.04	1.09
うち貸出金	315,594	310,398	4,275,120	4,308,619	1.35	1.38
うち預け金	53,316	67,068	347,765	471,988	0.65	0.70
うち有価証券	211,588	214,375	1,401,543	1,664,883	0.66	0.77
資金調達勘定	566,029	575,771	20,933	309,624	0.00	0.05
うち預金積金	559,629	572,293	18,704	307,181	0.00	0.05
うち借用金	3,000	3,054	－	328	0.00	0.01

（注）資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（令和5年度3,356百万円、令和6年度951百万円）を控除して表示しています。

受取・支払利息の増減

単位：千円

	令和５年度			令和６年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 4,464	150,777	146,313	17,949	402,417	420,367
うち貸出金	△ 4,123	110,888	106,765	△ 95,775	129,274	33,499
うち預け金	△ 4,169	205,873	201,704	95,686	28,536	124,222
うち有価証券	3,827	△ 165,984	△ 162,156	19,286	244,053	263,339
支払利息	△ 100	△ 9,327	△ 9,428	432	288,372	288,805
うち預金積金	△ 100	△ 9,327	△ 9,428	432	288,043	288,476
うち借用金	－	－	－	－	328	328

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しています。

預　金　業　務

預金積金・譲渡性預金平均残高

単位：百万円

	令和５年度	令和６年度
流動性預金	349,667	373,795
うち有利息預金	318,534	330,916
定期性預金	207,828	195,884
うち固定金利定期預金	197,884	187,417
うち変動金利定期預金	39	35
その他	2,133	2,613
計	559,629	572,293
譲渡性預金	–	–
合計	559,629	572,293

（注）１．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
２．定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
３．その他=別段預金＋納税準備預金

定期預金残高

単位：百万円

	令和５年度	令和６年度
定期預金	192,375	183,353
固定金利定期預金	192,336	183,323
変動金利定期預金	39	29

貸　出　業　務

貸出金平均残高

単位：百万円

	令和５年度	令和６年度
手形貸付	15,538	13,239
証書貸付	283,976	279,480
当座貸越	13,012	14,810
割引手形	3,066	2,869
合計	315,594	310,398

預貸率

単位：%

	令和５年度	令和６年度
期末預貸率	55.71%	55.56%
期中平均預貸率	56.39%	54.23%

（注）預貸率＝ 貸出金 ／ 預金積金＋譲渡性預金 × 100

貸出金残高

単位：百万円

	令和５年度	令和６年度
貸出金	311,382	314,811
固定金利	131,471	130,662
変動金利	179,911	184,149

貸出金償却の額

単位：千円

	令和５年度	令和６年度
貸出金償却	2,388	1,032

貸出金の担保別内訳

単位：百万円

	令和５年度	令和６年度
当金庫預金積金	2,593	2,635
有価証券	104	102
動産	–	–
不動産	50,001	50,884
その他	4,863	3,946
計	57,564	57,569
信用保証協会・信用保険	91,797	91,380
保証	57,694	57,280
信用	104,326	108,581
合計	311,382	314,811

債務保証見返の担保別内訳

単位：百万円

	令和５年度	令和６年度
当金庫預金積金	–	4
有価証券	–	–
動産	–	–
不動産	1	–
その他	1	0
計	3	5
信用保証協会・信用保険	63	62
保証	–	–
信用	2,752	2,183
合計	2,819	2,251

貸出金使途別残高

単位：百万円

	令和５年度		令和６年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	171,408	55.05%	176,384	56.03%
運転資金	139,974	44.95%	138,427	43.97%
合計	311,382	100.00%	314,811	100.00%

貸倒引当金内訳

単位：百万円

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金					
令和５年度	809	910	–	809	910
令和６年度	910	868	–	910	868
個別貸倒引当金					
令和５年度	2,506	2,998	393	2,113	2,998
令和６年度	2,998	3,772	250	2,748	3,772
合計					
令和５年度	3,315	3,908	393	2,922	3,908
令和６年度	3,908	4,640	250	3,658	4,640

貸出金業種別内訳

単位：先、百万円

業種区分	令和５年度			令和６年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	1,123	46,294	14.8%	1,096	44,470	14.1%
農業、林業	28	1,177	0.3%	27	1,106	0.3%
漁業	–	–	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	2	691	0.2%	2	755	0.2%
建設業	1,085	23,402	7.5%	1,126	22,898	7.2%
電気、ガス、熱供給、水道業	79	2,881	0.9%	80	3,169	1.0%
情報通信業	15	286	0.0%	15	285	0.0%
運輸業、郵便業	174	17,122	5.4%	188	17,004	5.4%
卸売業、小売業	842	25,345	8.1%	858	25,377	8.0%
金融業、保険業	29	7,854	2.5%	31	9,340	2.9%
不動産業	555	37,795	12.1%	566	39,142	12.4%
物品賃貸業	10	595	0.1%	11	676	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	40	553	0.1%	40	634	0.2%
宿泊業	14	1,092	0.3%	11	834	0.2%
飲食業	357	3,868	1.2%	367	3,493	1.1%
生活関連サービス業、娯楽業	231	2,893	0.9%	228	2,411	0.7%
教育、学習支援業	30	622	0.1%	31	822	0.2%
医療、福祉	154	9,073	2.9%	163	8,749	2.7%
その他のサービス	731	14,507	4.6%	750	14,675	4.6%
小計	5,499	196,060	62.9%	5,590	195,848	62.2%
地方公共団体等	8	18,265	5.8%	10	19,590	6.2%
個人	13,787	97,056	31.1%	13,717	99,372	31.5%
合計	19,294	311,382	100.0%	19,317	314,811	100.0%

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています

有　価　証　券

有価証券の残存期間別残高

令和５年度

単位：百万円

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	1,002	301	–	–	4,392	17,354	–	23,050
地方債	5,531	3,312	1,250	3,037	7,136	15,309	–	35,577
社債	4,839	10,272	12,577	20,483	18,400	21,902	–	88,476
株式	–	–	–	–	–	–	4,912	4,912
外国証券	1,603	7,952	12,556	5,938	3,163	–	2,820	34,034
その他の証券	–	2,374	5,438	905	–	–	14,226	22,944

令和６年度

単位：百万円

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	399	–	–	623	9,202	15,858	–	26,083
地方債	2,684	2,782	2,307	2,028	8,559	12,717	–	31,080
社債	5,007	11,682	18,271	19,342	15,601	18,384	–	88,290
株式	–	–	–	–	–	–	4,348	4,348
外国証券	3,093	10,070	11,710	3,809	1,419	–	2,790	32,892
その他の証券	–	5,130	997	1,248	508	–	13,263	21,148

商品有価証券平均残高

当金庫では、商品有価証券を保有していません。

有価証券の種類別の平均残高

単位：百万円

	令和５年度	令和６年度
国債	24,859	27,063
地方債	39,505	35,904
政府保証債	11,856	10,232
公社公団債	16,447	16,046
事業債	59,481	67,176
株式	2,806	2,621
外国証券	34,796	34,534
その他の証券	21,835	20,795
合計	211,588	214,375

（注）区分のうち残高のないものについては表記を省略しています。

預証率

単位：%

	令和５年度	令和６年度
期末預証率	37.39	35.97
期中平均預証率	37.80	37.45

（注）預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ ×100

時　価　情　報

有価証券の時価情報

1．売買目的有価証券　　該当ありません
2．満期保有目的の債券　　該当ありません
3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格のない株式等であるため、下記「５．市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

4．その他有価証券

単位：百万円

	種　類	令和５年度			令和６年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,610	2,514	2,096	4,004	2,256	1,748
	債券	40,371	39,931	440	2,683	2,677	6
	国債	5,030	4,962	67	300	299	0
	地方債	19,249	19,019	229	300	299	0
	社債	16,091	15,948	142	2,083	2,077	6
	その他	17,638	14,401	3,237	7,383	4,985	2,397
	小計	62,620	56,846	5,774	14,072	9,918	4,153
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	273	314	△ 41	315	340	△ 24
	債券	106,733	114,039	△ 7,305	142,770	156,989	△ 14,218
	国債	18,020	19,994	△ 1,973	25,783	29,563	△ 3,780
	地方債	16,328	18,170	△ 1,842	30,780	34,413	△ 3,633
	社債	72,385	75,874	△ 3,489	86,206	93,011	△ 6,805
	その他	39,206	41,491	△ 2,285	46,525	49,555	△ 3,030
	小計	146,213	155,846	△ 9,632	189,611	206,885	△ 17,274
合計		208,834	212,693	△ 3,858	203,683	216,804	△ 13,120

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

５．市場価格のない株式等及び組合出資金

単位：百万円

	令和５年度 貸借対照表計上額	令和６年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	－	－
非上場株式	18	18
信金中央金庫出資金	2,913	2,913
組合出資金	133	131
合計	3,075	3,073

金銭の信託の時価情報

1．運用目的の金銭の信託　　該当ありません
2．満期保有目的の金銭の信託　　該当ありません
3．その他の金銭の信託　　該当ありません

デリバティブ取引

1．金利関連取引　　該当ありません
2．通貨関連取引　　該当ありません
3．株式関連取引　　該当ありません
4．債券関連取引　　該当ありません
5．商品関連取引　　該当ありません
6．クレジットデリバティブ取引　　該当ありません

リスク管理債権，金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位：百万円

区分	令和５年度	令和６年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,919	2,731
危険債権	13,401	14,068
要管理債権	839	809
三月以上延滞債権	14	36
貸出条件緩和債権	825	772
小計（A）	16,160	17,610
保全額（B）	13,995	15,630
個別貸倒引当金（C）	2,995	3,769
一般貸倒引当金（D）	192	173
担保・保証等（E）	10,807	11,688
保全率　(B)／(A)（%）	86.60	88.76
引当率 ((C)＋(D))／((A)－(E))（%）	59.55	66.57
正常債権（F）	298,214	299,617
総与信残高（A)＋(F）	314,375	317,227

（注）1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3．「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4．「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6．「個別貸倒引当金」（C）は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7．「一般貸倒引当金」（D）には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8．「担保・保証等」（E）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9．「正常債権」（F）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

自己資本の充実の状況等（単体）

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単位：百万円

項　　目		令和５年度	令和６年度
コア資本に係る基礎項目　（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		28,234	28,467
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,372	1,347
うち、利益剰余金の額		26,906	27,177
うち、外部流出予定額（△）		27	40
うち、上記以外に該当するものの額		△17	△17
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		910	868
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		910	868
うち、適格引当金コア資本算入額		－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	29,144	29,335
コア資本に係る調整項目　（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		80	75
うち、のれんに係るものの額		－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		80	75
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
前払年金費用の額		141	178
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		121	89
特定項目に係る10パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	343	342
自己資本			
自己資本の額((イ)－(ロ))	(ハ)	28,801	28,992
リスク・アセット等　（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額		278,336	277,981
資産（オン・バランス）項目		277,457	276,214
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			
うち、上記以外に該当するものの額			
オフ・バランス取引等項目		878	1,766
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		－	－
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		0	0
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額			－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額		12,083	11,011
信用リスク・アセット調整額		－	
フロア調整額			－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	290,419	288,992
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))		9.91%	10.03%

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	令和５年度		令和６年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	278,336	11,133	277,981	11,119
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	268,431	10,737	267,152	10,686
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	99	3	99	3
地方公共団体金融機構向け	408	16	407	16
我が国の政府関係機関向け	963	38	1,002	40
地方三公社向け	616	24	603	24
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,844	753	20,380	815
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,832	73
カバード・ボンド向け			－	－
法人等向け	104,865	4,194	90,345	3,613
中小企業等向け及び個人向け	74,809	2,992		
中堅中小企業等向け及び個人向け			70,717	2,828
トランザクター向け			134	5
抵当権付住宅ローン	404	16		
不動産取得等事業向け	32,952	1,318		
不動産関連向け			42,131	1,685
自己居住用不動産等向け			976	39
賃貸用不動産向け			7,377	295
事業用不動産関連向け			32,526	1,301
その他不動産関連向け			－	－
ＡＤＣ向け			1,250	50
劣後債権及びその他資本性証券等			－	－
三月以上延滞等	555	22		
延滞等向け			8,665	346
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			60	2
取立未済手形	86	3	42	1
信用保証協会等による保証付	2,660	106	2,766	110
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	85	3		
出資等のエクスポージャー	85	3		
重要な出資のエクスポージャー	－	－		
株式等			2,756	110
上記以外	31,077	1,243	27,174	1,086
重要な出資のエクスポージャー			－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,821	312	6,279	251
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	10,122	404	10,178	407
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	616	24	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			1,350	54
上記以外のエクスポージャー	12,516	500	9,365	374

単位：百万円

	令和５年度		令和６年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化　STC要件適用分	－	－	－	－
非STC要件適用分	－	－		
短期STC要件適用分			－	－
不良債権証券化適用分			－	－
STC・不良債権証券化適用分			－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,904	396	10,827	433
ルック・スルー方式	9,904	396	10,827	433
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④未決済取引			－	－
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥ＣＶＡリスク相当額を８％で除して得た額（簡便法）	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,083	483	11,011	440
ＢＩ			7,340	
ＢＩＣ			880	
ハ. 単体リスクアセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	290,419	11,616	288,992	11,559

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×４％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け（「国際開発銀行向け」を除く）」においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×４％

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分に保っています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

単位：百万円

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク　エクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	557,843	573,355	312,270	319,648	162,170	168,566	－	－	824	17,653
国外	23,529	22,110	－	－	23,529	22,110	－	－	－	－
地域別合計	581,373	595,466	312,270	319,648	185,700	190,677	－	－	824	17,653
製造業	67,271	67,662	47,914	45,956	18,138	20,676	－	－	124	6,553
農業、林業	1,256	1,181	1,256	1,181	－	－	－	－	－	19
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	747	831	692	756	－	－	－	－	－	－
建設業	31,129	31,240	27,690	27,404	3,203	3,656	－	－	161	1,711
電気・ガス・熱供給・水道業	14,663	15,181	2,972	3,290	11,594	11,794	－	－	－	45
情報通信業	1,877	2,090	293	292	1,404	1,603	－	－	－	18
運輸業、郵便業	36,673	36,393	17,364	17,271	19,128	18,961	－	－	44	1,031
卸売業、小売業	31,668	33,149	26,646	26,708	4,871	6,291	－	－	73	2,618
金融業、保険業	107,111	111,905	7,978	9,596	39,489	37,718	－	－	－	2
不動産業	57,258	58,247	39,240	40,704	17,968	17,492	－	－	108	538
物品賃貸業	4,997	5,300	595	703	4,400	4,595	－	－	－	220
学術研究、専門・技術サービス業	911	990	711	790	200	200	－	－	21	12
宿泊業	1,093	835	1,093	835	－	－	－	－	－	190
飲食業	4,844	4,462	4,844	4,462	－	－	－	－	89	407
生活関連サービス業、娯楽業	4,326	4,013	4,319	4,006	－	－	－	－	37	20
教育、学習支援業	695	909	695	909	－	－	－	－	－	21
医療、福祉	9,525	9,227	9,477	9,191	48	36	－	－	21	1,673
その他のサービス	18,045	18,140	16,538	16,667	1,407	1,372	－	－	14	1,066
国・地方公共団体等	87,633	92,665	18,282	20,207	63,847	66,277	－	－	－	－
個人	83,662	88,713	83,662	88,713	－	－	－	－	128	1,500
その他	15,979	12,324	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	581,373	595,466	312,270	319,648	185,700	190,677	－	－	824	17,653
１年以下	76,301	72,991	56,903	55,570	12,956	11,202	－	－		
１年超３年以下	85,348	91,630	57,443	57,776	21,905	24,854	－	－		
３年超５年以下	77,190	87,925	44,541	43,296	26,648	33,428	－	－		
５年超７年以下	62,425	57,094	32,319	29,669	30,106	27,424	－	－		
７年超10年以下	69,632	76,128	36,124	39,725	33,508	36,402	－	－		
10年超	152,228	149,311	68,652	70,946	60,576	57,364	－	－		
期間の定めのないもの	58,247	60,385	16,287	22,663	－	－	－	－		
残存期間別合計	581,373	595,466	312,270	319,648	185,700	190,677	－	－		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ ３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には任意組合への出資金等が含まれます。
5. ＣＶＡリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況が悪化し、融資（元金、利息）の回収が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。当金庫では、融資業務の健全かつ適切な運営により、リスクを適正に把握し、適切な与信構造（ポートフォリオ）等の反映に努めることを基本方針としています。

審査部門は営業推進部門から分離・独立した厳正な審査体制を整備しています。加えて、公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳格に審査し、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引でリスクの分散に努めています。また、適切な与信構造（ポートフォリオ）の構築に向けて、担当部署では大口のお取引先の現況把握や業種別の貸出資産の管理などを行い、その管理状況を毎月、統合リスク管理委員会へ報告しています。更に、財務情報に定性情報を加味し総合的に評価した企業格付により、貸出資産について格付区分別の把握・分析を行っています。

また、将来予想される損失については、お取引先の経営状態に応じ6つの債務者区分を適用し、法令等に基づき適切で厳格な引当を実施して万一に備えています。正常先、要注意先、要管理先については、債権額に各債務者区分の貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出、一般貸倒引当金として引当しています。破綻懸念先については、未保全の債権額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じる算出方法と、後継者不在の事業者における代表者の一定年齢到達・返済軽減の条件変更実施を要件とし、未保全の債権額から将来キャッシュフローを控除する算出方法を併用し、個別貸倒引当金として引当しています。また、実質破綻先、破綻先については、それぞれ未保全の債権額全額を個別貸倒引当金として引当しています。なお、それぞれの結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な引当に努めています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。さらに標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価（格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫では標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていません。

株式会社　格付投資情報センター
株式会社　日本格付研究所
ムーディーズ・レーティングス
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

7ページを参照して下さい。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単位：百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	1,159	1,168	1,168	1,234	257	93	902	1,075	1,168	1,234	1	0
農業、林業	－	－	－	3	－	－	－	－	－	3	－	0
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	195	77	77	199	93	27	102	49	77	199	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	146	109	109	124	1	－	144	109	109	124	－	0
卸売業、小売業	362	348	348	638	32	62	329	285	348	638	－	－
金融業、保険業	－	－	－	0	－	－	－	－	－	0	－	0
不動産業	40	69	69	40	－	19	40	50	69	40	－	－
物品賃貸業	41	41	41	43	－	－	41	41	41	43	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	22	21	21	12	－	6	22	14	21	12	－	－
宿泊業	106	103	103	115	－	－	106	103	103	115	－	－
飲食業	74	165	165	133	6	30	68	135	165	133	0	－
生活関連サービス業、娯楽業	0	3	3	0	0	－	－	3	3	0	0	0
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	300	305	305	663	－	－	300	305	305	663	－	－
その他のサービス	44	566	566	554	1	8	42	557	566	554	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	9	18	18	6	－	2	9	15	18	6	0	－
合計	2,506	2,998	2,998	3,772	393	250	2,113	2,748	2,998	3,772	2	1

（注）1.　当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2.　業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ニ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円、％

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	6,181	－	6,181	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,535	－	36,535	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	54,320	6,000	54,320	600	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	499	－	499	－	99	20
地方公共団体金融機構向け	4,839	－	4,076	－	407	10
我が国の政府関係機関向け	18,767	－	10,021	－	1,002	10
地方三公社向け	4,165	－	3,017	－	603	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,850	－	76,650	－	20,380	27
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,612	－	7,612	－	1,832	24
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	130,984	8,811	127,613	1,135	90,345	70
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	125,638	35,201	122,320	960	70,717	57
トランザクター向け	－	28,731	－	625	134	22
不動産関連向け	48,609	－	48,379	－	42,131	87
自己居住用不動産等向け	2,351	－	2,299	－	976	42
賃貸用不動産向け	9,543	－	9,456	－	7,377	78
事業用不動産関連向け	35,880	－	35,790	－	32,526	91
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ＡＤＣ向け	833	－	833	－	1,250	150
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7,187	427	7,136	21	8,665	121
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	60	－	60	－	60	100
取立未済手形	212	－	212	－	42	20
信用保証協会等による保証付	46,821	2,066	46,821	－	2,766	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,756	－	2,756	－	2,756	100
合計					239,978	

（注）1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後）																															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度																															
現金	6,181	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,181	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,535	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	36,535	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	54,920	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	54,920	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	－	－	－	499	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	499	
地方公共団体金融機構向け	－	4,076	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,076	
我が国の政府関係機関向け	－	10,021	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,021	
地方三公社向け	－	－	－	3,017	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,017	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	59,946	－	11,803	－	－	－	－	－	－	1,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,901	－	－	76,650	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	4,509	－	3,103	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,612	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	100	－	－	17,303	－	－	－	－	－	－	－	－	41,608	－	－	－	－	4,292	－	37,070	－	－	26,083	－	－	－	－	2,289	－	－	－	128,748
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	625	－	－	－	－	－	120,911	－	－	－	－	1,744	－	－	－	－	－	－	－	－	123,281
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	625	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	625
不動産関連向け	－	－	－	8,395	374	1,961	－	517	10	190	23	1,062	1,221	379	788	52	2,316	401	－	－	3,258	51	－	3,924	15,636	675	－	7,137	－	－	－	48,379
自己居住用不動産等向け	－	－	－	491	374	288	－	－	10	190	－	－	222	－	－	52	538	129	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,299
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	1,672	－	517	－	－	23	1,062	－	379	788	－	－	272	－	－	－	51	－	3,924	－	－	－	764	－	－	－	9,456
事業用不動産関連向け	－	－	－	7,903	－	－	－	－	－	－	－	－	999	－	－	－	1,777	－	－	－	3,258	－	－	－	15,636	675	－	5,539	－	－	－	35,790
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	833	－	－	－	833
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	525	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,580	－	－	－	－	5,051	－	－	－	7,157
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	60	－	－	－	－	－	－	－	－	60
取立未済手形	－	－	－	212	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	212
信用保証協会等による保証付	19,160	27,661	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	46,821
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,656	100	－	2,756
合計	116,897	41,759	－	89,374	374	13,764	－	517	10	190	23	1,687	44,356	379	788	52	2,316	125,606	－	37,070	3,258	51	29,468	3,924	15,636	675	－	18,379	2,656	100	－	549,320

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については記載しておりません。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和５年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	0	137,912
10%	－	40,490
20%	11,901	81,538
35%	－	1,156
50%	77,245	1,594
75%	－	90,156
100%	6,895	128,740
150%	－	366
200%	－	－
250%	－	3,375
1250%	－	－
その他	－	－
合　　計	96,042	485,330

（注）1.　格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.　エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク･ウェイトに区分しています。
3.　コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー､CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

（単位：百万円、％）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	令和6年度 CCF･信用リスク削減効果適用前 オン・バランス資産項目	CCF･信用リスク削減効果適用前 オフ・バランス資産項目	CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後）
40%未満	315,610	15,413	9.000	302,043
40%～70%	51,847	22,860	10.000	51,841
75%	88,919	5,001	8.000	85,794
80%	－	－	－	－
85%	39,563	1,873	4.000	36,979
90%～100%	31,556	7,134	10.000	31,879
105%～130%	20,285	－	－	20,235
150%	17,891	223	2.000	17,790
250%	2,656	－	－	2,656
400%	100	－	－	100
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合　　計	568,432	52,506	9.000	549,320

（注）1.　最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2.　「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

ポートフォリオ ＼ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,743	9,117	62,727	52,487

（注）1.　当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.　エクスポージャーの額は信用リスク削減手法が適用された部分を記載しています。
3.　保証を適用している主要な保証人の種類は、中央政府、地方公共団体（以上、リスク・ウェイト0%）及び消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関（適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%及び50%）などです。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことです。当金庫では、以下の手法を採用しています。

（１）適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金は、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。お客さまから担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めています。

（２）貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先毎に貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺することにより、信用リスク削減額としています。相殺に使用する預金の種類は定期預金及び定期積金です。

（３）保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用することにより、信用リスクを軽減しています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

当金庫は証券化エクスポージャーに関するオリジネーターの場合の取引は行っていません。

ロ. 投資家の場合

当金庫は証券化エクスポージャーに関する投資家の場合の取引は行っていません。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることをいいます。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、令和7年3月末現在、証券化エクスポージャーに関する取引は行っていません。

また、当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定しています。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

単位:百万円

区分	令和５年度		令和６年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	19,291	19,291	17,583	17,583
非上場株式等	3,083	3,083	3,081	3,081
合計	22,374	22,374	20,665	20,665

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいています。
2. 上場株式等には上場優先出資を含んでいます。
3. 非上場株式等には非上場出資を含んでいます。また、「時価」は市場価格がないため、取得原価で表示しています。
4. 投資信託の裏付け資産として出資等のエクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	令和５年度	令和６年度
売却益	218	385
売却損	51	55
償却	–	–

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	令和５年度	令和６年度
評価損益	5,031	3,470

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	令和５年度	令和６年度
評価損益	–	–

(注)「子会社株式及び関連会社」の評価損益を記載

●出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

株式、出資証券、株式関連投資信託（以下「株式等」）は、リスクの大きい投資対象であることを認識した上で投資することとし、配当金および値上がり益を目的とし、業績の見通し、財務内容、株価水準等を勘案して投資銘柄を選定しています。保有する株式等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切に処理することとしています。価格変動リスクは担当部署において管理し、日々、評価損益等を付した日報を代表理事へ回覧し、また、リスクの状況を毎月、統合リスク管理委員会に報告しています。価格変動に伴う予想損失額の算出については、バリュー・アット・リスク（VaR）法により計測し、リスク管理を行っています。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位:百万円

	令和５年度	令和６年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	21,171	21,031
マンデート方式を適用するエクスポージャー	–	–
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	–	–
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	–	–
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	–	–

9. 金利リスクに関する事項

単位:百万円

IRRBB:金利リスク					
		⊿EVE		⊿NII	
		令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
1	上方パラレルシフト	15,863	14,452	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	650	763
3	スティープ化	14,167	13,097		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	15,863	14,452	650	763
		令和５年度		令和６年度	
8	自己資本の額	28,801		28,992	

●リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、評価・計測を行った結果を月次で統合リスク管理委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である⊿EVE及び期間損益変化の指標である⊿NIIを金利ストレスシナリオに基づき算出しています。

●金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュフローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金の満期認識や住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の推計（行動オプション性）によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期　1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期　2.50年
③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
　流動性預金のうち普通預金等の50%相当額をコア預金（平均期間2.5年・金融庁方式）と認識しています。
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
　コア預金に金融庁方式を採用しているため、コア預金以外の行動オプション性は考慮していません。
⑤複数通貨の集計方法及びその前提
　⊿EVE及び⊿NIIが正となる通貨のみを単純合算しています。
⑥内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重要な影響を及ぼすその他の前提
　該当事項はありません。

その他の銀行勘定の金利リスクについては、VaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去５年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を５年、信頼水準を99%としています。また、保有期間については、手仕舞い期間などを考慮した適切な期間を使用しています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備、または外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対して随時に報告する態勢を整備しています。

お客さまに安心してお取引いただくために特に重要度の高いリスクである事務リスクについては、各種規程類の整備、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務の向上に努めています。また、システムリスクについても、「リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情等に適切に対応するための苦情相談窓口の設置、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めています。

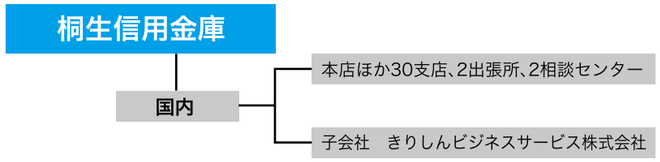
●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、ビジネス規模をベースに算出する標準的計測手法を採用し、かつILM（Internal Loss Multiplier）を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

連 結 情 報

信用金庫グループの主要な事業の概要

桐生信用金庫グループは、当金庫、子会社１社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などの金融サービスを提供しています。
子会社のきりしんビジネスサービス株式会社につきましては、業績も順調に推移しています。



きりしんビジネスサービス株式会社

所在地　桐生市錦町2丁目15番21号
業務内容　●事務処理代行
●債権書類保管
●運送業　他
設立年月日　平成7年3月1日
資本金　1，000万円

子会社等の状況

名称	主たる営業所	資本金	事業の内容	設立年月日	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
きりしんビジネスサービス㈱	太田市浜町81	10百万円	信用金庫従属業務	平成7年3月1日	100%	－

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
連結経常収益	（千円）	7,378,378	7,123,052	7,243,212	7,384,485	8,036,005
連結経常利益	（千円）	△ 24,883	1,027,430	536,182	373,273	552,108
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	△ 101,382	429,359	358,992	126,257	298,166
連結純資産額	（百万円）	29,698	27,884	22,810	24,563	15,546
連結総資産額	（百万円）	578,037	583,346	577,630	589,322	592,937
連結自己資本比率	（%）	9.72%	9.46%	9.98%	9.92%	10.04%

信用金庫法開示債権

単位：百万円

区分	令和５年度	令和６年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,919	2,731
危険債権	13,401	14,068
三月以上延滞債権	14	36
貸出条件緩和債権	825	772
小計（A）	16,160	17,610
正常債権（B）	298,214	299,617
総与信残高（A）＋（B）	314,375	317,227

（注）1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外の業務は営んでいないため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

連結貸借対照表

単位：百万円

資産の部	第99期 令和6年3月31日現在	第100期 令和7年3月31日現在
現金及び預け金	61,141	66,989
買入金銭債権	75	83
有価証券	208,986	203,833
貸出金	311,382	314,811
その他資産	6,521	6,336
有形固定資産	3,940	4,504
建物	1,454	2,045
土地	1,710	1,710
リース資産	10	8
建設仮勘定	80	－
その他の有形固定資産	685	740
無形固定資産	80	75
ソフトウェア	58	53
その他の無形固定資産	22	22
退職給付に係る資産	196	249
繰延税金資産	192	140
債務保証見返	714	554
貸倒引当金	△ 3,908	△ 4,640
資産の部合計	589,322	592,937

負債の部	第99期 令和6年3月31日現在	第100期 令和7年3月31日現在
預金積金	558,806	566,533
借用金	3,000	8,000
その他負債	1,468	1,480
賞与引当金	302	314
役員退職慰労引当金	98	99
その他の引当金	177	217
繰延税金負債	－	－
再評価に係る繰延税金負債	192	192
債務保証	714	554
負債の部合計	564,758	577,391
純資産の部		
出資金	1,372	1,347
利益剰余金	26,925	27,196
処分未済持分	△ 17	△ 17
会員勘定合計	28,281	28,526
その他有価証券評価差額金	△ 3,858	△ 13,120
土地再評価差額金	140	140
評価・換算差額等合計	△ 3,717	△ 12,980
純資産の部合計	24,563	15,546
負債及び純資産の部合計	589,322	592,937

連結損益計算書

単位：千円

	第99期 自令和 5年4月 1日現在 至令和 6年3月31日現在	第100期 自令和 6年4月 1日現在 至令和 7年3月31日現在
経常収益	7,384,485	8,036,005
資金運用収益	6,090,332	6,511,171
貸出金利息	4,275,120	4,308,619
預け金利息	347,765	471,988
有価証券利息配当金	1,401,243	1,664,583
その他の受入利息	66,202	65,979
役務取引等収益	1,019,970	1,069,995
その他業務収益	50,739	66,932
その他経常収益	223,443	387,905
償却債権取立益	2,205	1,425
その他の経常収益	221,238	386,480
経常費用	7,011,211	7,483,896
資金調達費用	20,933	309,624
預金利息	17,039	305,612
給付補塡備金繰入額	1,665	1,568
借用金利息	－	328
その他の支払利息	2,228	2,114
役務取引等費用	482,740	509,746
その他業務費用	33,845	49,888
経費	5,328,773	5,401,488
その他経常費用	1,144,918	1,213,148
貸倒引当金繰入額	986,397	981,963
その他の経常費用	158,521	231,184
経常利益	373,273	552,108
特別利益	－	2,555
固定資産処分益	－	455
その他の特別利益	－	2,100
特別損失	71,345	42,068
固定資産処分損	2,100	8,649
減損損失	68,225	30,299
その他の特別損失	1,020	3,120

	第99期 自令和 5年4月 1日現在 至令和 6年3月31日現在	第100期 自令和 6年4月 1日現在 至令和 7年3月31日現在
税金等調整前当期純利益	301,928	512,595
法人税、住民税及び事業税	246,897	163,285
法人税等調整額	△ 71,227	51,143
法人税等合計	175,670	214,428
当期純利益	126,257	298,166
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	126,257	298,166

連結剰余金処分計算書

単位：千円

利益剰余金の部	第99期 自令和 5年4月 1日 至令和 6年3月31日	第100期 自令和 6年4月 1日 至令和 7年3月31日
利益剰余金期首残高	26,823,591	26,925,620
利益剰余金増加高	129,071	298,166
親会社株主に帰属する当期純利益	126,257	298,166
土地再評価差額金取崩額	2,813	－
利益剰余金減少高	27,042	27,163
配当金	27,042	27,163
利益剰余金期末残高	26,925,620	27,196,623

令和６年度連結貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　3年 ～ 39年
その他　3年 ～ 20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）のうち、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 当金庫の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
6. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
なお、破綻懸念先で、条件変更債権を有し、後継者がいない事業法人または個人事業主に対する一部の債権は、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる額を控除した残額を計上しております。
上記以外の正常先及び要注意先に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づいた損失実績率を求めて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）が資産一次査定を実施し、その後融資部が資産二次査定を実施しております。さらにこれらの部署から独立した監査部（資産監査部署）が一定の抽出基準に基づき査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 当金庫の退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末においては年金資産が既認識退職給付債務を上回っている為、前払年金費用となっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
上記のほか、当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（2024年３月31日現在）
年金資産の額　1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,853,684百万円
差引額　△21,384百万円
②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合
（2024年３月31日現在）　0.4686%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金90百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
10. 当金庫並びに連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 当金庫の偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 当金庫の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 当金庫の役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 当金庫及び子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
（1）当連結会計年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金　4,640百万円
（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する事項
①算出方法
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
②主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
③翌連結会計年度の財務諸表に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額29百万円
17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額該当ありません。
18. 有形固定資産の減価償却累計額　5,407百万円
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替､「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　2,731百万円
危険債権額　14,068百万円
三月以上延滞債権額　36百万円
貸出条件緩和債権額　772百万円
合計額　17,610百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,479百万円であります。
21. 当金庫の担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　4,097百万円
預け金　9,000百万円
担保資産に対応する債務
借用金　8,000百万円
上記の他、為替決済、収納事務取扱等の取引の担保として、有価証券4,097百万円（借用金用担保と共用）及び預け金9,006百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金21百万円、敷金108百万円が含まれております。
22. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。ただし、評価差額損に係る税金相当額（再評価に係る繰延税金資産）のうち、将来回収が見込まれない額については、評価差額の金額を「土地再評価差額金」として借方計上しております。
再評価を行った年月日　平成11年３月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める再評価の方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　920百万円（帳簿価額に対して時価がマイナス）
23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,697百万円であります。
24. 出資1口当たりの純資産額5,843円94銭
25. 金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれお客様もしくは発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また変動金利の預金については金利の変動リスクにも晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫グループは、融資事務取扱規程及びリスク管理規程等、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、融資部及び監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。また、当該リスクの管理についても、定期的に統合リスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。
② 市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
当金庫グループは、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。
リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、統合リスク管理委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、統合リスク管理委員会に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び統合リスク管理委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループでは､「預け金」､「買入金銭債権」､「有価証券」､「貸出金」､「預金積金」､「借用金」の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫グループのＶａＲは分散共分散法（有価証券については保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年、他の金融商品については保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和７年３月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で22,362百万円です。なお、当金庫グループでは、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、令和６年度に関して実施したバックテスティングの結果、市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
26. 金融商品の時価等に関する事項
令和７年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法（算定方法）については(注１)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注２)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(＊1)	60,808	58,345	△2,463
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	－	－	－
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券	203,683	203,683	－
(3) 貸出金(＊１)	314,811		
貸倒引当金(＊２)	△4,637		
	310,174	310,363	189
金融資産計	574,665	572,391	△2,274
(1) 預金積金(＊1)	566,533	565,450	△1,083
(2) 借用金	8,000	8,000	－
金融負債計	574,533	573,450	△1,083

（＊１）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
（1）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分毎に無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
（2）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
自金庫保証付私募債は、内部格付、債務者区分、保証に基づく将来ＣＦを算出し、市場金利で割り引いて時価を算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。
（3）貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利（証書貸付を除く）によるものは貸出金計上額
③ ①及び②以外については貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた価額
金融負債
（1）預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利子率を用いております。
（2）借用金
借用金については、短期間の借用金であり、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。
（注2） 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	18
信金中央金庫出資金（＊1）	2,913
組合出資金（＊2）	131
合　計	3,063

（＊１）非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊２）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（＊1）	6,006	20,200	－	21,000
有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	11,197	65,374	65,664	57,200
貸出金（＊2）	54,191	100,527	68,936	70,925
合　計	71,394	186,101	134,600	149,125

（＊1）預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
（＊2）貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
（注4) 金銭債務の連結決算日後の返済予定額
（単位：百万円）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	527,302	38,843	5	383
借用金	8,000	－	－	－
合　計	535,302	38,843	5	383

（＊)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには､「国債」､「地方債」､「短期社債」､「社債」､「株式」､「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。
売買目的有価証券
該当ありません。
満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,004	2,256	1,748
	債券	2,683	2,677	6
	国債	300	299	0
	地方債	300	299	0
	短期社債	－	－	－
	社債	2,083	2,077	6
	その他	7,383	4,985	2,397
	小計	14,072	9,918	4,153
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	315	340	△24
	債券	142,770	156,989	△14,218
	国債	25,783	29,563	△3,780
	地方債	30,780	34,413	△3,633
	短期社債	－	－	－
	社債	86,206	93,011	△6,805
	その他	46,525	49,555	△3,030
	小計	189,611	206,885	△17,274
合計		203,683	216,804	△13,120

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。

29 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	681	121	32
債券	818	0	0
国債	－	－	－
地方債	700	0	0
短期社債	－	－	－
社債	118	－	0
その他	1,329	263	22
合計	2,829	385	55

30. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当金庫では、群馬県太田市にある旧太田支店を群馬県信用保証協会、旧玉村支店及び玉村倉庫を玉村町に賃貸しております。ただし、当該賃貸等不動産に関しては総額としての重要性が乏しいため、時価等の記載を省略しております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、59,169百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が27,130百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

退職給付債務	△ 1,096
年金資産（時価）	1,727
未積立退職給付債務	△ 631
会計基準変更時差異の未処理額	－
未認識数理計算上の差異	△ 382
未認識過去勤務債務（債務の減額）	－
連結貸借対照表計上額の純額	249
退職給付に係る資産	249
退職給付に係る負債	－

令和６年度連結損益計算書注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額110円57銭
3. 「その他の経常費用」には、責任共有制度費用168,926千円、株式等売却損32,511千円、その他資産償却26,502千円、債権売却損1,545千円、貸出金償却1,032千円を含んでおります。
4. 当金庫は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
営業店舗（1店舗）	建物等	群馬県	30,299千円

当金庫は、事業用資産については支店を最小単位としてグルーピングを行っており、使用の見込みが無い遊休資産並びに理事会において資産の処分に関する意思決定を行った資産については、個別にグルーピングを行っております。また、本店及び共同資産については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングを行っております。

減損損失の内訳は以下の通りであります。

建物	28,705千円
その他の有形固定資産	1,594千円
計	30,299千円

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によって算定しております。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

自己資本の充実の状況等（連結）

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単位：百万円

項目		令和５年度	令和６年度
コア資本に係る基礎項目	（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		28,253	28,486
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,372	1,347
うち、利益剰余金の額		26,925	27,196
うち、外部流出予定額（△）		27	40
うち、上記以外に該当するものの額		△ 17	△ 17
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		－	－
うち、為替換算調整勘定		－	－
うち、退職給付に係るものの額		－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		910	868
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		910	868
うち、適格引当金コア資本算入額		－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	29,164	29,354
コア資本に係る調整項目	（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		80	75
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		80	75
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
退職給付に係る資産の額		141	178
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		117	85
特定項目に係る10パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	340	339
自己資本			
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	(ハ)	28,823	29,015
リスク・アセット等	（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額		278,334	277,979
資産（オン・バランス）項目		277,455	276,212
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		－	－
うち、上記以外に該当するものの額			
オフ・バランス取引等項目		878	1,766
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		－	－
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		0	0
マーケットリスク相当額の合計額を８％で除して得た額			－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額		12,065	11,010
信用リスク・アセット調整額		－	
フロア調整額			－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	290,399	288,990
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))		9.92	10.04

（注） 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	令和５年度		令和６年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	278,334	11,133	277,979	11,119
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	268,429	10,737	267,150	10,686
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	99	3	99	3
地方公共団体金融機構向け	408	16	407	16
我が国の政府関係機関向け	963	38	1,002	40
地方三公社向け	616	24	603	24
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,844	753	20,380	815
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,832	73
カバード・ボンド向け			－	－
法人等向け	104,865	4,194	90,345	3,613
中小企業等向け及び個人向け	74,809	2,992		
中堅中小企業等向け及び個人向け			70,717	2,828
トランザクター向け			134	5
抵当権付住宅ローン	404	16		
不動産取得等事業向け	32,952	1,318		
不動産関連向け			42,131	1,685
自己居住用不動産等向け			976	39
賃貸用不動産向け			7,377	295
事業用不動産関連向け			32,526	1,301
その他不動産関連向け			－	－
ＡＤＣ向け			1,250	50
劣後債権及びその他資本性証券等			－	－
三月以上延滞等	555	22		
延滞等向け			8,665	346
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			60	2
取立未済手形	86	3	42	1
信用保証協会等による保証付	2,660	106	2,766	110
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	75	3		
出資等のエクスポージャー	75	3		
重要な出資のエクスポージャー	－	－		
株式等			2,746	109
上記以外	31,085	1,243	27,181	1,087
重要な出資のエクスポージャー			－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,821	312	6,279	251
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	10,122	404	10,185	407
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	616	24	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			1,350	54
上記以外のエクスポージャー	12,524	500	9,366	374
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化　STC要件適用分	－	－	－	－
非STC要件適用分	－	－		
短期STC要件適用分			－	－
不良債権証券化適用分			－	－
STC・不良債権証券化適用分			－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,904	396	10,827	433
ルック・スルー方式	9,904	396	10,827	433
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④未決済取引			－	－
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥ＣＶＡリスク相当額を８％で除して得た額（簡便法）	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,065	482	11,010	440
ＢＩ			7,340	
ＢＩＣ			880	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	290,399	11,615	288,990	11,559

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×４％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「３月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け（「国際開発銀行向け」を除く）」においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつIMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
8. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×４％

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

単位：百万円

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	557,841	573,350	312,270	319,648	162,170	168,566	–	–	824	17,653
国外	23,529	22,110	–	–	23,529	22,110	–	–	–	–
地域別合計	581,371	595,461	312,270	319,648	185,700	190,677	–	–	824	17,653
製造業	67,271	67,662	47,914	45,956	18,138	20,676	–	–	124	6,553
農業、林業	1,256	1,181	1,256	1,181	–	–	–	–	–	19
漁業	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	747	831	692	756	–	–	–	–	–	–
建設業	31,129	31,240	27,690	27,404	3,203	3,656	–	–	161	1,711
電気・ガス・熱供給・水道業	14,663	15,181	2,972	3,290	11,594	11,794	–	–	–	45
情報通信業	1,877	2,090	293	292	1,404	1,603	–	–	–	18
運輸業、郵便業	36,673	36,393	17,364	17,271	19,128	18,961	–	–	44	1,031
卸売業、小売業	31,668	33,149	26,646	26,708	4,871	6,291	–	–	73	2,618
金融業、保険業	107,111	111,905	7,978	9,596	39,489	37,718	–	–	–	2
不動産業	57,258	58,247	39,240	40,704	17,968	17,492	–	–	108	538
物品賃貸業	4,997	5,300	595	703	4,400	4,595	–	–	–	220
学術研究、専門・技術サービス業	911	990	711	790	200	200	–	–	21	12
宿泊業	1,093	835	1,093	835	–	–	–	–	–	190
飲食業	4,844	4,462	4,844	4,462	–	–	–	–	89	407
生活関連サービス業、娯楽業	4,326	4,013	4,319	4,006	–	–	–	–	37	20
教育、学習支援業	695	909	695	909	–	–	–	–	–	21
医療、福祉	9,525	9,227	9,477	9,191	48	36	–	–	21	1,673
その他のサービス	18,045	18,140	16,538	16,667	1,407	1,372	–	–	14	1,066
国・地方公共団体等	87,633	92,665	18,282	20,207	63,847	66,277	–	–	–	–
個人	83,662	88,713	83,662	88,713	–	–	–	–	128	1,500
その他	15,977	12,319	–	–	–	–	–	–	–	–
業種別合計	581,371	595,461	312,270	319,648	185,700	190,677	–	–	824	17,653
１年以下	76,301	72,991	56,903	55,570	12,956	11,202	–	–		
１年超３年以下	85,348	91,630	57,443	57,776	21,905	24,854	–	–		
３年超５年以下	77,190	87,925	44,541	43,296	26,648	33,428	–	–		
５年超７年以下	62,425	57,094	32,319	29,669	30,106	27,424	–	–		
７年超10年以下	69,632	76,128	36,124	39,725	33,508	36,402	–	–		
10年超	152,228	149,311	68,652	70,946	60,576	57,364	–	–		
期間の定めのないもの	58,245	60,380	16,287	22,663	–	–	–	–		
残存期間別合計	581,371	595,461	312,270	319,648	185,700	190,677	–	–		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「３ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には、任意組合への出資金等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連のエクスポージャーは含まれていません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
7ページをご覧ください。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単位：百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	1,159	1,168	1,168	1,234	257	93	902	1,075	1,168	1,234	1	0
農業、林業	–	–	–	3	–	–	–	–	–	3	–	0
漁業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
建設業	195	77	77	199	93	27	102	49	77	199	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
情報通信業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
運輸業、郵便業	146	109	109	124	1	–	144	109	109	124	–	0
卸売業、小売業	362	348	348	638	32	62	329	285	348	638	–	–
金融業、保険業	–	–	–	0	–	–	–	–	–	0	–	0
不動産業	40	69	69	40	–	19	40	50	69	40	–	–
物品賃貸業	41	41	41	43	–	–	41	41	41	43	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	22	21	21	12	–	6	22	14	21	12	–	–
宿泊業	106	103	103	115	–	–	106	103	103	115	–	–
飲食業	74	165	165	133	6	30	68	135	165	133	0	–
生活関連サービス業、娯楽業	0	3	3	0	0	–	–	3	3	0	0	0
教育、学習支援業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
医療、福祉	300	305	305	663	–	–	300	305	305	663	–	–
その他のサービス	44	566	566	554	1	8	42	557	566	554	–	–
国・地方公共団体等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
個人	9	18	18	6	–	2	9	15	18	6	0	–
合計	2,506	2,998	2,998	3,772	393	250	2,113	2,748	2,998	3,772	2	1

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ニ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円、%

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	6,181	–	6,181	–	–	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,535	–	36,535	–	–	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	54,320	6,000	54,320	600	–	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	499	–	499	–	99	20
地方公共団体金融機構向け	4,839	–	4,076	–	407	10
我が国の政府関係機関向け	18,767	–	10,021	–	1,002	10
地方三公社向け	4,165	–	3,017	–	603	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,850	–	76,650	–	20,380	27
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,612	–	7,612	–	1,832	24
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	130,984	8,811	127,613	1,135	90,345	70
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	125,638	35,201	122,320	960	70,717	57
トランザクター向け	–	28,731	–	625	134	22
不動産関連向け	48,609	–	48,379	–	42,131	87
自己居住用不動産等向け	2,351	–	2,299	–	976	42
賃貸用不動産向け	9,543	–	9,456	–	7,377	78
事業用不動産関連向け	35,880	–	35,790	–	32,526	91
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–
ＡＤＣ向け	833	–	833	–	1,250	150
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7,187	427	7,136	21	8,665	121
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	60	–	60	–	60	100
取立未済手形	212	–	212	–	42	20
信用保証協会等による保証付	46,821	2,066	46,821	–	2,766	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–
株式等	2,746	–	2,746	–	2,746	100
合計					239,968	

（注）1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後）																															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度																															
現金	6,181	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,181	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,535	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	36,535	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	54,920	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	54,920	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	－	－	－	499	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	499	
地方公共団体金融機構向け	－	4,076	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,076	
我が国の政府関係機関向け	－	10,021	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,021	
地方三公社向け	－	－	－	3,017	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,017	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	59,946	－	11,803	－	－	－	－	－	－	1,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,901	－	－	76,650	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	4,509	－	3,103	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,612	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	100	－	－	17,303	－	－	－	－	－	－	－	－	41,608	－	－	－	－	4,292	－	37,070	－	－	26,083	－	－	－	－	2,289	－	－	－	128,748
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	625	－	－	－	－	－	120,911	－	－	－	－	1,744	－	－	－	－	－	－	－	－	123,281
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	625	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	625
不動産関連向け	－	－	－	8,395	374	1,961	－	517	10	190	23	1,062	1,221	379	788	52	2,316	401	－	－	3,258	51	－	3,924	15,636	675	－	7,137	－	－	－	48,379
自己居住用不動産等向け	－	－	－	491	374	288	－	－	10	190	－	－	222	－	－	52	538	129	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,299
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	1,672	－	517	－	－	23	1,062	－	379	788	－	－	272	－	－	－	51	－	3,924	－	－	－	764	－	－	－	9,456
事業用不動産関連向け	－	－	－	7,903	－	－	－	－	－	－	－	－	999	－	－	－	1,777	－	－	－	3,258	－	－	－	15,636	675	－	5,539	－	－	－	35,790
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	833	－	－	－	833
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	525	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,580	－	－	－	－	5,051	－	－	－	7,157
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	60	－	－	－	－	－	－	－	－	60
取立未済手形	－	－	－	212	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	212
信用保証協会等による保証付	19,160	27,661	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	46,821
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,646	100	－	2,746
合計	116,897	41,759	－	89,374	374	13,764	－	517	10	190	23	1,687	44,356	379	788	52	2,316	125,606	－	37,070	3,258	51	29,468	3,924	15,636	675	－	18,379	2,646	100	－	549,310

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については記載しておりません。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和５年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	0	137,912
10%	–	40,490
20%	11,901	81,538
35%	–	1,156
50%	77,245	1,594
75%	–	90,156
100%	6,895	128,738
150%	–	366
200%	–	–
250%	–	3,375
1250%	–	–
その他	–	–
合　　計	96,042	485,328

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

（単位：百万円、％）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	315,610	15,413	9.000	302,043
40%～70%	51,847	22,860	10.000	51,841
75%	88,919	5,001	8.000	85,794
80%	–	–	–	–
85%	39,563	1,873	4.000	36,979
90%～100%	31,556	7,134	10.000	31,879
105%～130%	20,285	–	–	20,235
150%	17,891	223	2.000	17,790
250%	2,646	–	–	2,646
400%	100	–	–	100
1250%	–	–	–	–
その他	–	–	–	–
合　　計	568,422	52,506	9.000	549,310

（注）1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証	
	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,743	9,117	62,727	52,487

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法が適用された部分を記載しています。
3. 保証を適用している主要な保証人の種類は、中央政府、地方公共団体（以上、リスク・ウェイト0%）及び消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関（適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%及び50%）などです。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。20ページをご覧ください。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫グループは、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。20ページをご覧ください。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。20ページをご覧ください。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価

単位:百万円

区分	令和５年度		令和６年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	19,291	19,291	17,583	17,583
非上場株式等	3,073	3,073	3,071	3,071
合計	22,364	22,364	20,655	20,655

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいています。
2. 上場株式等には上場優先出資を含んでいます。
3. 非上場株式等には非上場出資を含んでいます。また、「時価」は市場価格がないため、取得原価で表示しています。
4. 投資信託の裏付け資産として出資等のエクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

桐生信用金庫単体の開示内容と同じです。21ページを参照してください。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

桐生信用金庫単体の開示内容と同じです。21ページを参照してください。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

桐生信用金庫単体の開示内容と同じです。21ページを参照してください。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。21ページをご覧ください。

9. 金利リスクに関する事項

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。22ページをご覧ください。

●リスク管理の方針及び手続きの概要

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。22ページをご覧ください。

●金利リスクの算定手法の概要

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。22ページをご覧ください。

●定性的開示事項（連結）

1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ. 自己資本比率告示第３条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

名称　きりしんビジネスサービス株式会社　１社

主要な業務の内容　事務処理代行、債権書類保管、運送業他

ハ. 自己資本比率告示第７条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。

ニ. 信用金庫法第54条の21第１項第１号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第２号に掲げる会社又は信用金庫法第５４条の23第１項第10号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項11号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の該当はありません。

ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループの各社が自己資本不足となっていないため、支援のための資金制限を設けていません。

以降の定性的開示事項（連結）は、桐生信用金庫単体と同様です。11～22ページをご覧ください。

開示項目索引

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

＜単体情報＞

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
- イ.事業の組織 ※13
- ロ.理事及び監事の氏名及び役職名 ※13
- ハ.事務所の名称及び所在地 ※16

2. 金庫の主要な事業の内容 ※17

3. 金庫の主要な事業に関する事項
- イ.直近の事業年度における事業の概況 ※3～4
- ロ.直近の5事業年度における主要な事業の状況 6
 - （1）経常収益
 - （2）経常利益
 - （3）当期純利益
 - （4）出資総額及び出資総口数
 - （5）純資産額
 - （6）総資産額
 - （7）預金積金残高
 - （8）貸出金残高
 - （9）有価証券残高
 - （10）単体自己資本比率
 - （11）出資に対する配当金
 - （12）役職員数、会員数
- ハ.直近の2事業年度における事業の状況
 - （1）主要な業務の状況を示す指標
 - ①業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）6
 - ②資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 6
 - ③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 6
 - ④受取利息及び支払利息の増減 6
 - ⑤総資産経常利益率 6
 - ⑥総資産当期純利益率 6
 - （2）預金に関する指標
 - ①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 7
 - ②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 7
 - （3）貸出金等に関する指標
 - ①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 7
 - ②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 7
 - ③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 7
 - ④使途別の貸出金残高 7
 - ⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 8
 - ⑥預貸率の期末値及び期中平均値 7
 - （4）有価証券に関する指標
 - ①商品有価証券の種類別の平均残高 8
 - ②有価証券の残存期間別の残高 8
 - ③有価証券の種類別の平均残高 9
 - ④預証率の期末値及び期中平均値 9

4. 金庫の事業の運営に関する事項
- イ.リスク管理の態勢 ※9
- ロ.法令遵守の態勢 ※10
- ハ.金融ＡＤＲ制度への対応 ※10
- ニ.中小企業経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況 ※6
- ホ.経営者保証に関するガイドラインへの取組みの状況 ※5

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
- イ.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 1～5
 - ※役職員の報酬体系 5
- ロ.金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額
 - （1）破産更正債権およびこれらに準ずる債権 10
 - （2）危険債権 10
 - （3）三月以上延滞債権（貸出金のみ） 10
 - （4）貸出条件緩和債権（貸出金のみ） 10
 - （5）正常債権 10
- ハ.自己資本の充実の状況（バーゼルⅢ） 11～22
- ニ.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - （1）有価証券 9
 - （2）金銭の信託 10
 - （3）規則第102条第1項第5号に掲げる取引 10
- ホ.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 7
- ヘ.貸出金償却の額 7
- ト.金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 2

＜連結情報＞

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項
- イ.金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 23
- ロ.金庫の子会社等に関する事項 23

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項
- イ.直近の連結会計年度における事業の概況 23
- ロ.直近の5連結会計年度における事業の状況 23
 - （1）連結経常収益
 - （2）連結経常利益
 - （3）連結当期純利益
 - （4）連結純資産額
 - （5）連結総資産額
 - （6）連結自己資本比率

3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況
- イ.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 ※4～27
- ロ.金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額
 - （1）破産更正債権およびこれらに準ずる債権 23
 - （2）危険債権 23
 - （3）三月以上延滞債権（貸出金のみ） 23
 - （4）貸出条件緩和債権（貸出金のみ） 23
 - （5）正常債権 23
- ハ.自己資本の充実の状況（バーゼルⅢ） 28～37
- ニ.金庫及びその子会社等が２以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 23

金融再生法に基づく開示項目

1.金融再生法開示債権額 10

ページにある※は【企業編】、
無印は本誌 【資料編】の記載ページです。

制作　総合企画部



桐生信用金庫

本店　〒376-8668　群馬県桐生市錦町2-15-21　TEL(0277)44-8181　FAX(0277)44-8150

VEGETABLE OIL INK